



考 査 項 目 別 運 用 表

(監 督 員)

考查項目	細 別	a	b	c	d	e	
1 施工体制	II 配置技術者 (現場代理人等)	技術者の配置が適切である	技術者の配置がほぼ適切である	他の評価に該当しない	技術者の配置がやや不適切である	技術者の配置が不適切である	
<p>評価結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>		<p>● 評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。</li> <li>2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</li> <li>3 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。</li> <li>4 港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。</li> <li>5 港湾工事等海上起重作業船団長を適正に配置している。</li> <li>6 その他 [理由 :</li> </ol> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7 常駐して工事全体を把握している。</li> <li>8 設計図書と現場との相違があった場合は監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。</li> <li>9 現場代理人として、監督員との連絡を書面で行っている。</li> <li>10 監督員への報告を適時及び的確に行っている。</li> <li>11 その他 [理由 :</li> </ol> <p>【監理（主任）技術者を評価する項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>12 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。</li> <li>13 工事全体を把握し、技術的判断に優れ良好な施工に努めている。</li> <li>14 契約書、設計図書、運用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。</li> <li>15 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。</li> <li>16 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</li> <li>17 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</li> <li>18 その他 [理由 :</li> </ol>				<p>評価 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
<p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上 . . . . . a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 . . . . . b</p> <p>評価値が80%未満 . . . . . c</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象とする項目のみ選択する。</p> <p>② 評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値（            %）＝該当項目数（            ） / 評価対象項目数（            ） × 100</p> <p>④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。</p> </div>					





考 査 項 目 別 運 用 表

(監 督 員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e					
2 施工状況	III 安全対策  評価結果 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>	安全対策が適切である	安全対策がほぼ適切である	他の評価に該当しない	安全対策がやや不適切である  <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	安全対策が不適切である  <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。					
		<p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。</li> <li>2 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。</li> <li>3 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施し、記録が整備されている。</li> <li>4 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。</li> <li>5 安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している。</li> <li>6 安全巡視、TBM（安全対策ミーティング）、KY（危険予防対策）等を実施し、記録を整備されている。</li> <li>7 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分に反映され、記録が整備されている。</li> <li>8 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</li> <li>9 過積載防止に取り組んでいる。</li> <li>10 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。</li> <li>11 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。</li> <li>12 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</li> <li>13 港湾工事安全施工指針に基づく安全管理が行われている。</li> <li>14 その他 [ 理由 :</li> </ol>									
		<p>● 判断基準</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">評価値が90%以上</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">a</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%未満</td> <td style="text-align: center;">c</td> </tr> </table>				評価値が90%以上	a	評価値が80%以上90%未満	b	評価値が80%未満	c
評価値が90%以上	a										
評価値が80%以上90%未満	b										
評価値が80%未満	c										
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象とする項目のみ選択する。                  ② 評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。                  ③ 評価値（            %）＝該当項目数（            ） / 評価対象項目数（            ） × 100                  ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。</p>									

考 査 項 目 別 運 用 表

( 監 督 員 )

考查項目	細 別	a	b	c	d	e																
2 施工状況	IV 対外関係	対外関係が適切である	対外関係がほぼ適切である	他の評価に該当しない	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である																
<p>評価結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>		<p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。</li> <li>2 関係官公庁と調整を行い、トラブルの発生がない。</li> <li>3 地元との適切な調整を行い、トラブルの発生がない。</li> <li>4 第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</li> <li>5 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</li> <li>6 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</li> <li>7 その他 [ 理由 :</li> </ol>			<p>評価 該当</p> <table style="border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td></tr> </table>																	<p>□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p> <p>□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
<p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上 . . . . . a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 . . . . . b</p> <p>評価値が80%未満 . . . . . c</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象とする項目のみ選択する。</p> <p>② 評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値（            % ）＝該当項目数（            ） / 評価対象項目数（            ） × 100</p> <p>④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。</p>																				







考 査 項 目 別 運 用 表

(監 督 員)

考査項目	細 別	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形 及び出来ばえ	II 品質	<input type="checkbox"/> 工事全般	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である
評価結果 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/>			<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものである。                      ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。                      ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づくすべての段階における品質確保のための管理体系である。なお当該管理基準によりがたい場合については、監督員と協議のうえで品質管理を行うものである。                      ④ 最終の請負代金額が500万円未満の工事及び品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                 </div>							



考 査 項 目 別 運 用 表

(監 督 員)

考查項目	細 別	工 種	a	b	c	d	e																																									
3 出来形 及び出来ばえ	II 品質	<input type="checkbox"/> 電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である																																									
評価結果 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/>		※上記欄によらず、 当該欄で評価	● 評価対象項目 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。</td> <td style="width: 5%;">評価</td> <td style="width: 15%;">該当</td> </tr> <tr> <td>2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>4 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>5 操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、操作性に優れている。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>6 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がない。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>10 設備全体についての取扱説明書を工夫して作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>13 その他</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>			1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。	評価	該当	2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、操作性に優れている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10 設備全体についての取扱説明書を工夫して作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13 その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。		<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。	評価	該当																																														
2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
4 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
5 操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、操作性に優れている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
6 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
10 設備全体についての取扱説明書を工夫して作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
13 その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
● 判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ b 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c			① 当該「評価対象項目」のうち、対象とする項目のみ選択する。 ② 評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（            %）＝該当項目数（            ） / 評価対象項目数（            ） × 100 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																													

考 査 項 目 別 運 用 表

(監 督 員)

考查項目	細 別	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形 及び出来ばえ	II 品質	<input type="checkbox"/> 維持・修繕工事  ※上記欄によらず、 当該欄で評価	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である
評価結果 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 10px auto;"></div>			<p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。</li> <li>2 緊急的な作業に対して迅速に対応している。</li> <li>3 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取り組んでいる。</li> <li>4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提言等を行っている。</li> <li>5 その他 { 理由： } <span style="float: right;">該当 <input type="checkbox"/></span></li> <li>6 その他 { 理由： } <span style="float: right;"><input type="checkbox"/></span></li> <li>7 その他 { 理由： } <span style="float: right;"><input type="checkbox"/></span></li> <li>8 その他 { 理由： } <span style="float: right;"><input type="checkbox"/></span></li> </ol> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が6項目以上・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が4項目以上・・・・・・・・ b</p> <p>評価値が3項目以下・・・・・・・・ c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。                      ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>① 評価項目に該当する項目の評価する。</p> <p>② 評定は判断基準により評価する。</p> </div>			<input type="checkbox"/> 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表

(監 督 員)

考查項目	細 別	工 夫 事 項	
5 創意工夫	I 創意工夫  評価結果 <div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>	<b>【施工】</b> 1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 7 照明などの視界の確保に関する工夫。 8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 9 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 10 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆甲板、山留等の仮設工に関する工夫。 11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 13 出来形又は品質の計算、集計、管理図等に関する工夫。 14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 15 情報化施工技術を活用した工事。 16 特殊な工法や材料を用いた工事。 17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <b>【新技術活用】</b> 18 NETIS（新技術情報提供システム）登録技術のうち有用な新技術を活用して施工した。 19 NETIS（新技術情報提供システム）登録技術のうち活用した有用な新技術が「小実績優良技術」である場合。 ※新技術の活用に関する上記項目での加点は、最大2点とする <b>【品質】</b> 20 土工、設備、電気の品質工事に関する工夫。 21 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 22 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 23 配筋、溶接作業等に関する工夫。	<b>【安全衛生】</b> 24 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。（この項目は2点の加点とする） 25 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等） 26 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 27 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 28 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 29 一般重車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫。 30 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 31 環境保全に関する工夫。 <b>【その他】</b> 32 その他 理由： 33 その他 理由： 34 その他 理由： 35 その他 理由： 36 その他 理由： 37 その他 理由： 38 その他 理由：
	記述評価 (評価内容を詳細記述)	評 点 _____ 点	<b>【創意工夫の詳細評価】</b> 工夫の内容及び具体的内容を記載 <hr/> <hr/>

※1 特に評価すべき創意工夫例を加点評価する。

※2 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい（1項目3点まで）。

※3 全体で最大7点の範囲の加点評価とする。

※4 上記の考查項目の外に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

【運用】 創意工夫においては、施工計画書にそのことが記載され、又は請負人から自主的に資料が提出され、それらの項目が該当すると判断し施工等に反映されていた場合に限り評価する。